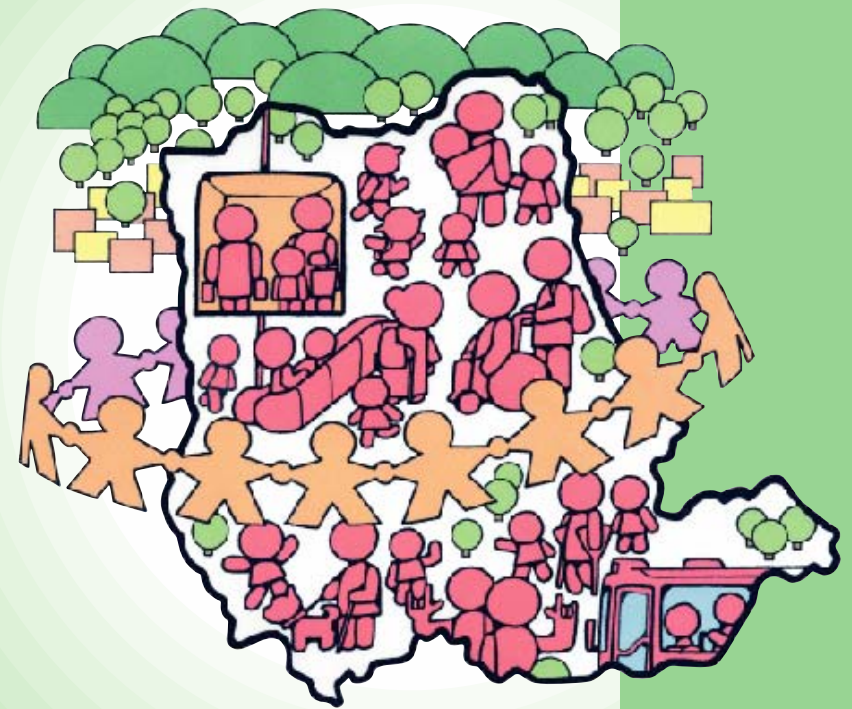


秦野市交通バリアフリー基本構想



秦野市

秦野市交通バリアフリー基本構想

平成14年3月
秦野市

【 目 次 】

「すべての人が安全かつ円滑に 移動できる環境づくり」に向けて



本市は、四季折々に豊かな表情を醸し出す丹沢の山々にいだかれた神奈川県唯一の盆地の都市です。澄んだ風と清らかな水、心和ませる緑など自然に恵まれた環境の中、本市では、都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向け、秦野市総合計画「はだの2010プラン」に基づいて、「水と緑と心豊かな安全で活力のある秦野」を目指し、すべての人にやさしいまちづくりを進めています。

21世紀に入り、今後ますます高齢者及び障害者人口の増加が予想される中、誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を確保することが必要となります。そして、社会参加を支援するために、交通分野における高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動を確保することが重要な課題となっています。

そうした点から平成12年11月には、「交通バリアフリー法」が施行され、わが国では初めて法的な拘束力に基づいた施設整備が実施されるようになりました。

これを受けて本市では、市内小田急線4駅とその周辺道路、駅前広場、信号機等について、重点的かつ一体的に交通バリアフリー化を進め、高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上を促進させるために、その基礎となるべき事項として市民との協働による「秦野市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

恵まれた自然環境の下で、高齢者から子どもまで、障害のある人もない人も、誰もが手を携えて、明るく生き生きと暮らしていける心の通い合った「すべての人にやさしい交通環境づくり」の実現に向け、積極的に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

本構想の策定にあたり、熱心な御指導、御協力を賜った 斉藤 進 産能大学教授兼地域環境研究所長、御討議いただいた調整会議委員の皆様、貴重な御意見、御提案をいただきました研究会参加者の方々など多くの市民の皆様は心から厚くお礼申し上げます。

平成14年 3月

秦野市長 二宮忠夫

第1章 基本構想の策定にあたって	1
1 基本構想策定の背景と目的	1
2 基本構想の位置付け	2
3 基本構想の目標年次	3
4 基本構想策定の方法と過程	4
第2章 市勢の概要	6
1 位置と地勢	6
2 総人口	7
3 高齢者、身体障害者を取りまく状況	8
(1) 高齢者の状況	8
(2) 身体障害者の状況	9
第3章 基本構想の基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 基本的な方針	12
第4章 重点整備地区の位置及び区域	14
1 特定旅客施設の状況	14
2 重点整備地区の位置及び区域	16
(1) 秦野駅周辺地区	16
(2) 鶴巻温泉駅周辺地区及び東海大学前駅周辺地区	18
(3) 渋沢駅周辺地区	20
第5章 交通バリアフリー化に関する重点整備路線	22
1 特定経路	22
2 主要準特定経路	23
3 準特定経路	24
第6章 実施すべき特定事業・その他の事業	29
1 公共交通特定事業	29
(1) 鉄道に関すること	29
(2) バスに関すること	29
2 道路特定事業	30
3 交通安全特定事業	30
4 その他の事業	31
(1) 駅前広場等に関する事業	31
(2) 主要準特定経路に関する事業	32
(3) 準特定経路に関する事業	33
第7章 その他考慮すべき事項	34
第8章 秦野市交通バリアフリー基本構想の推進に向けて	36
第9章 資料編	37

第1章 基本構想の策定にあたって

1 基本構想策定の背景と目的

急速に進む高齢化とノーマライゼーション¹という理念が社会へ浸透してきたことから、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっていることを受け、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)いわゆる交通バリアフリー法が施行されました。

この法律は、公共交通機関の旅客施設、車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置、その他の措置を実施することにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に役立てることを目的としています。

これにより、市町村は、自らが主体となって、バリアフリー²化を推進する必要が高いにもかかわらず十分に進んでいない駅等の旅客施設を中心とした地区について、その旅客施設から周辺に立地する公共施設、大規模店舗等に至るまでの移動経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することになります。

これまで本市では、21世紀の本格的な高齢社会に向けて、歩道の切下げ、交差点の改良などバリアフリー化に取り組み、秦野市総合計画「はだの2010プラン」に基づいて、すべての人にやさしいまちづくりを進めてきました。

しかし、こうした国の移動円滑化の促進に関する基本方針を踏まえ、更に一層市内の交通バリアフリー³化を促進するために、施策の総合的な実施に関する基本的な考え方を示す「秦野市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

今後は、市民、事業者、行政等すべての人が協力して、連続性のある交通バリアフリー化に向け積極的に取り組み、本市の都市像「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現を目指します。

1 「ノーマライゼーション」...障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができる環境を整備することにより、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動できる社会をつくること。

2 「バリアフリー」...バリアは障壁、フリーは除去の意。障害者が社会生活を営む上で障壁となるものを取り除くこと。もともとは段差の改善など施設等を整備する意味が強いが、広くは障害者の社会参加を困難にする障害の除去(思いやり・気持ち)を含みます。(心のバリアフリー)

3 「交通バリアフリー」...高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用する時に、円滑に移動できるようにすること。

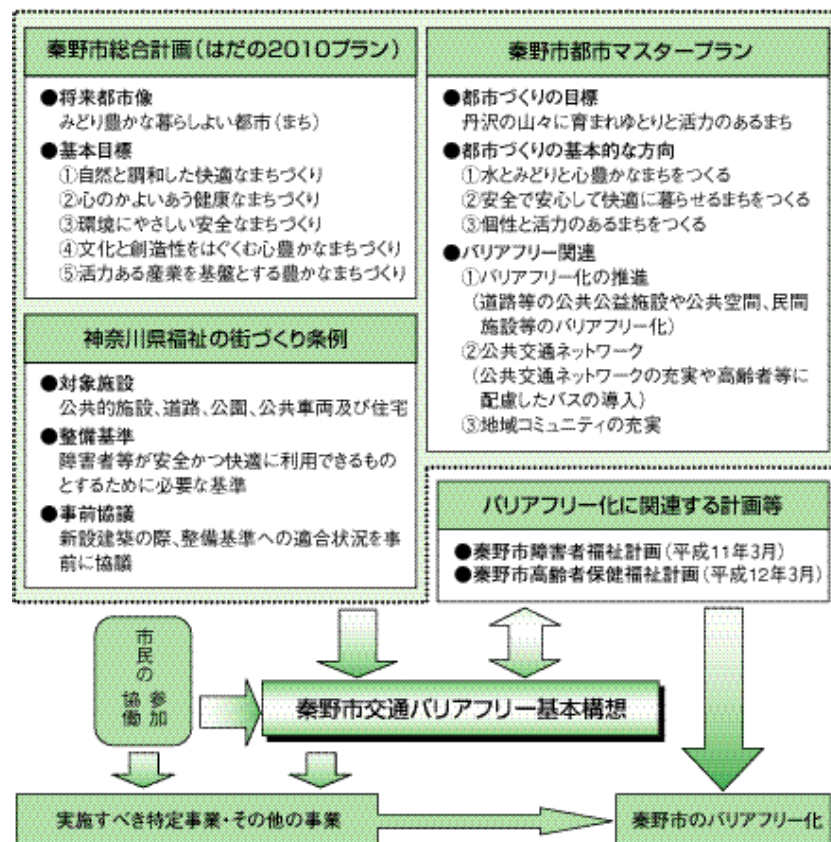
2 基本構想の位置付け

この基本構想は、交通バリアフリー法第6条の規定に定められた、市町村が国の基本方針に基づき作成することができる「移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」です。

本市においては、この基本構想を秦野市総合計画「はだの2010プラン」の個別計画と位置付け、秦野市都市マスタープラン、秦野市高齢者保健福祉計画、秦野市障害者福祉計画などの関連諸計画との整合を図りました。

なお、この基本構想における基本理念及び基本的な方針は、交通バリアフリー法に位置付けられた対象地区だけではなく、市内全域において交通バリアフリー化を推進するための基本的な考え方とするものです。

■秦野市交通バリアフリー基本構想の位置付け

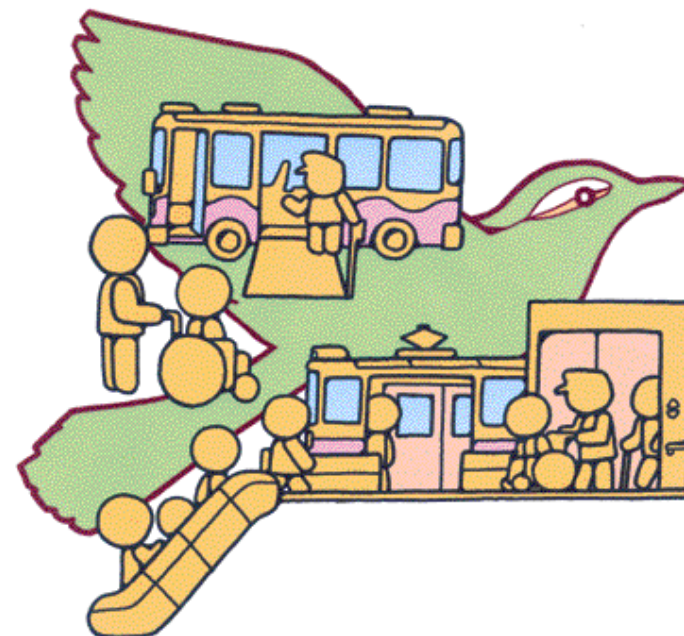


3 基本構想の目標年次

この基本構想の目標年次は、2010年（平成22年）とします。

しかし、関連する諸計画等の見直し、社会情勢の変化や地域の実態等を踏まえ、必要な場合には見直すものとします。

また、交通バリアフリー化は永続的に取り組むべき課題でありますので、中長期的視点に立ってバリアフリー化を推進する必要があると考えます。



4 基本構想策定の方法と過程

市民参加による基本構想素案の作成

この基本構想は、高齢者、身体障害者など市民の意見を反映することが重要であると考え、当事者の意見を取り入れるため「秦野市交通バリアフリー研究会」を設置しました。

検討段階における当事者の意見反映という点で、研究会は、より多くの高齢者、身体障害者の皆さんの意見を得るため、委員という形で固定せず、いつでも誰でも参加できる市民に開かれた組織として発足させました。

この研究会では、高齢者、身体障害者、一般市民、高校生ボランティア等による4駅周辺地区の現地点検（参加人数は約160名）を実施し、問題点、課題及び整備方針等を話し合うなどのワークショップ方式により当事者である市民が基本構想策定に直接参画し、素案の作成にあたりました。

また、研究会は、問題点や課題などを検討する段階で、「一人ひとりが発言しやすい環境を整える」という考えから、公共交通事業者、道路管理者、神奈川県警等により構成される調整会議と分けて設置したことに特徴があります。

調整会議による基本構想（案）の作成

学識経験者を顧問に迎え、公共交通事業者、道路管理者、神奈川県警、まちづくり協議会などにより構成される「秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議」を設置しました。

この調整会議では、研究会での提案などを受けて、4回の調整会議を開催し、秦野市交通バリアフリー基本構想（案）を作成しました。

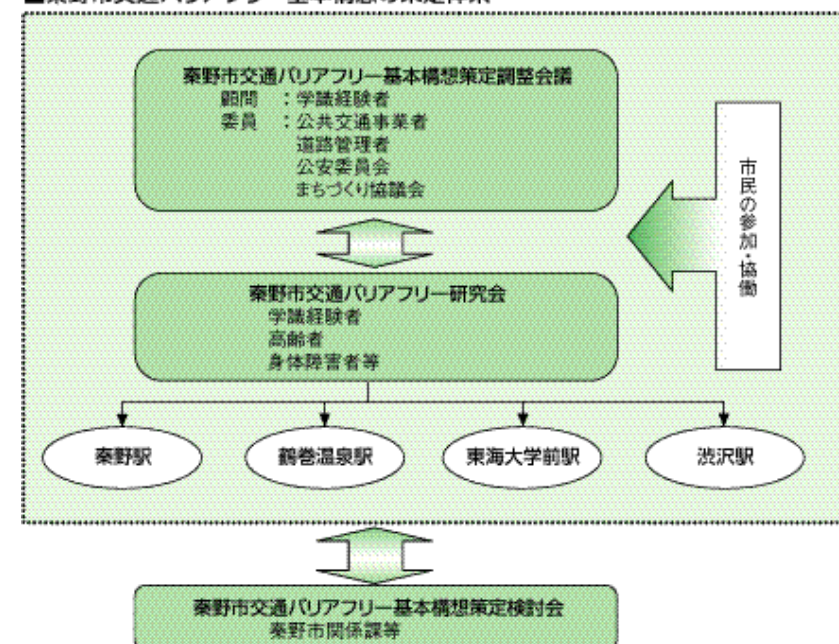
策定検討会による基本構想の策定

市として一貫した交通バリアフリー化を実現するため、庁内の関係課等で構成する「秦野市交通バリアフリー基本構想策定検討会」を設置しました。

この策定検討会では、研究会や調整会議での提案などを受けて、「秦野市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

4 「ワークショップ」…意見や技術の交換、紹介を行う研究会。

■秦野市交通バリアフリー基本構想の策定体系



秦野市交通バリアフリー研究会のようす



秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議のようす

第2章 市勢の概要

1 位置と地勢

本市は、神奈川県央の西部に位置し、市庁舎の所在地は東経139度13分24秒、北緯35度22分17秒にあります。

市域は、東西約13.6キロメートル、南北約12.8キロメートルで、面積103.61平方キロメートルです。市域の東部は伊勢原市、西部は松田町と大井町、南部は中井町と平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接しています。

市の中心部は、東京駅から約60キロメートル、横浜駅から約37キロメートルの距離にあり、旅客施設として小田急線4駅が存在しています。

北方にはいわゆる神奈川の屋根丹沢連峰がひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。

市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰のりょう線の合間から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川、春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっています。

扇状地は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山灰が基盤の上で互層構造を形成し、この層厚は深いところで200メートルと推定されます。この砂礫層等に含まれる地下水は飲料水や工業用水に利用されています。また、これらの地下水は盆地内の各所で湧き出し、これが秦野盆地湧水群として全国名水百選にも選ばれています。

気候は比較的温暖で、数多くの歴史的文化遺産を有し、「丹沢のみどりと名水の里」として存在しています。

■秦野市の位置

首都圏における秦野市の位置



神奈川県における秦野市の位置



2 総人口

本市の人口は、市制施行当時の昭和30年には約5万人でしたが、昭和50年には約10万人、昭和63年には、約15万人になるなど、増加基調で推移してきました。

平成7年には164,722人、平成12年には168,142人（国勢調査確定値）となり、人口の伸び率は近年鈍化傾向が見られるものの、全国の人口の伸びと比べ、2倍近い伸びとなっています。

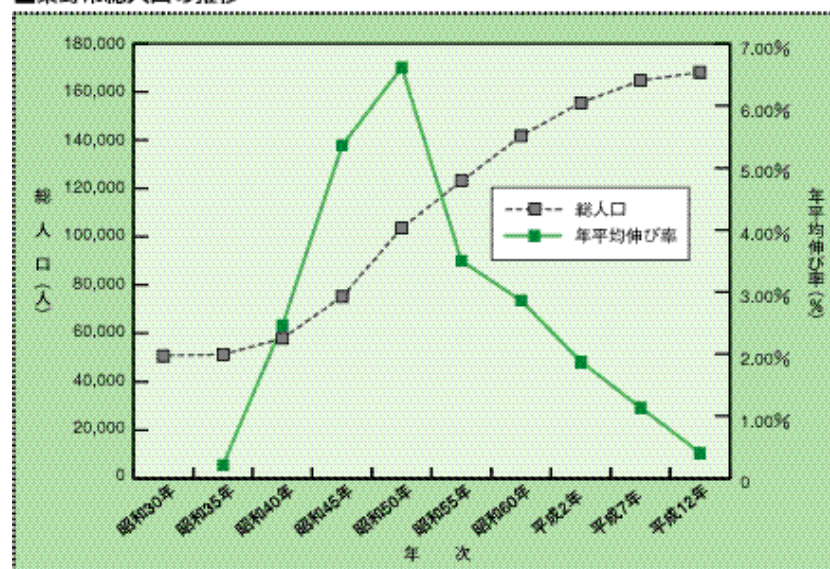
秦野市総合計画「はだの2010プラン」第二期基本計画では、平成22年の人口規模を総合計画基本構想に定める192,000人としています。

■総人口の推移

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
秦野市	人口（人）	123,133	141,803	155,620	164,722	168,142
	伸び率（％）	18.8	15.2	9.7	5.8	2.1
神奈川県	人口（千人）	6,942	7,432	7,980	8,246	8,490
	伸び率（％）	8.2	7.3	7.4	3.3	3.0
全国	人口（千人）	116,989	121,008	123,285	125,570	126,926
	伸び率（％）	4.5	3.4	1.9	1.9	1.1

資料：国勢調査報告

■秦野市総人口の推移



3 高齢者、身体障害者を取りまく状況

(1) 高齢者の状況

本市の老年人口⁵は、平成12年1月1日現在20,909人（年齢別人口統計調査結果）で、総人口に占める割合は12.4パーセントであり、全国平均、神奈川県平均を下回っています。しかし、総人口に占める割合、人口ともに増加の傾向にあります。

今後、老年人口については、平均寿命の伸びにより増加し、平成22年には32,900人程度に達し、年少人口⁶の減少に伴う人口構造の高齢化が進むことで、総人口に占める割合は、高齢社会といわれる14パーセントを上回る17.1パーセントになると見込まれます。

■高齢化の状況

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
秦野市人口	123,133	141,803	155,620	164,722	168,142
老年人口	7,578	9,659	12,679	16,372	20,909

資料：国勢調査報告

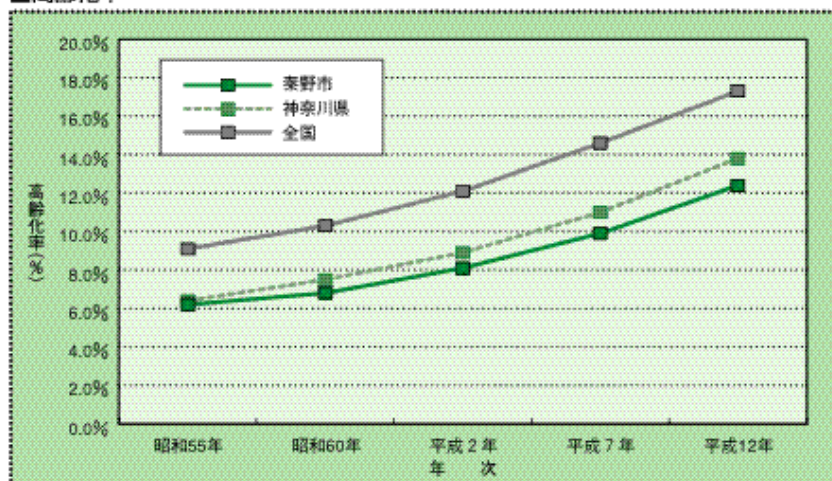
■高齢化率

単位：%

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
秦野市	6.2	6.8	8.1	9.9	12.4
神奈川県	6.4	7.5	8.9	11.0	13.8
全国	9.1	10.3	12.1	14.6	17.3

資料：国勢調査報告

■高齢化率



(2) 身体障害者の状況

本市の身体障害者⁷は、平成12年4月1日現在3,187人で、総人口に占める割合は約1.9パーセントです。（うち18歳以上は3,113人で、約1.9パーセントです。）

身体障害者数は、年々増加傾向にあり、特に高齢障害者や重度障害者が増加しています。

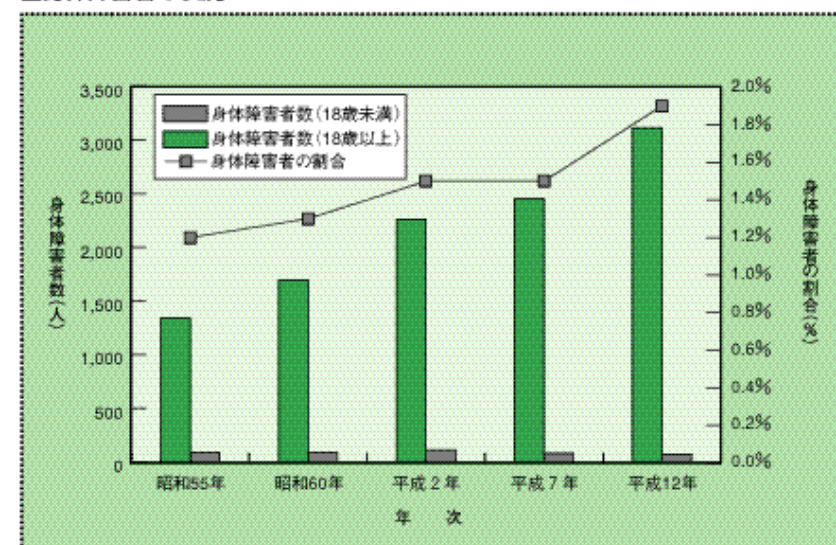
今後は、人口の高齢化に伴い、この傾向が一段と強くなると予想され、総人口に占める障害者の割合や障害者に占める高齢者の割合はますます高くなると考えられます。

■身体障害者の状況

単位：人口（人）、身体障害者数（人）、割合（%）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人口	123,133	141,803	155,620	164,722	168,142
身体障害者数	1,422	1,778	2,372	2,535	3,187
18歳以上	1,337	1,694	2,258	2,453	3,113
18歳未満	85	84	114	82	74
身体障害者の割合	1.2	1.3	1.5	1.5	1.9

■身体障害者の状況



5 「老年人口」...65歳以上の高齢者の人口。

6 「年少人口」...0～14歳の人口。

7 「身体障害者」...法律に定める等級に該当する身体上の障害があって、身体障害者手帳の交付を受けた人。
注）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）においては、これらの人のうち18歳以上の人をいいます。

第3章 基本構想の基本的な考え方

1 基本理念

すべての人にやさしい交通環境づくり

近年、急速に高齢化が進展し、平成27年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予想されます。これは本市においても例外でなく、本市の高齢化率は、全国や神奈川県全体の水準から見れば比較的低い水準にあるものの、年々上昇傾向にあり高齢化が進みつつあります。

また、「ノーマライゼーション」という理念が社会へ浸透してきたことから、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるように配慮することが強く求められています。

このため、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっています。

さらに、これからの時代、まちづくりにおける交通バリアフリー化は、当然のことであるという認識の下、市民、事業者、行政等すべての人が協力して積極的に交通バリアフリー化に向け取り組む必要があります。

この秦野市交通バリアフリー基本構想では、市民、事業者、行政等すべての人が協力して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を積極的に、そして連続性を確保しながら促進させることを目指し、「すべての人にやさしい交通環境づくり」を基本理念とします。

2 基本的な方針

「すべての人にやさしい交通環境づくり」という基本理念を実現するため、次の4つを基本的な方針とします。

暮らしやすいまちにするための交通バリアフリー化

高齢者や障害者等が安全かつ円滑に移動できるよう、地域の実情や利用状況等を考慮し交通バリアフリー化を推進します。

特に市内小田急線4駅とその周辺道路、駅前広場、信号機等については整合性をとりつつ、重点的かつ一体的に交通バリアフリーに配慮した連続性のある整備を推進します。

ア こう配や段差等を改善し、平坦な歩道の整備に努めます。

イ 視覚障害者誘導用ブロックの色や連続性に配慮した整備に努めます。

ウ 歩行者の安全かつ円滑な道路横断を確保するため、安全性への配慮を前提に歩道と車道の段差を改善し、音響式、交通弱者用などを含めた信号機の設置に努めます。

エ 踏切部は、路面の段差や凹凸などを改善し、安心して横断できるよう整備に努めます。

オ 駅前広場は、施設の整備状況や区画整理などの事業計画を考慮し、利用しやすい施設の充実、整備に努めます。

協働による交通バリアフリー化

まちづくりには、「自分たちのまちは、自らの行動と責任によって創造する」という視点から、市民や行政の意識改革が求められています。

交通バリアフリー化は、まさにまちづくりの一部であり、高齢者、身体障害者等の当事者を含めた市民、事業者等の積極的な参加・協力を得たうえで、市民、事業者、行政が目標、役割などを共有しながら推進する必要があります。

市民、事業者等が積極的に参加・協力をを行い、そこで出された意見等を具体的な計画に反映させることにより、交通バリアフリー化の実現を図ります。

交通バリアフリー化に向け思いやりの心を育てる活動の充実

障害者も障害のない人もそして高齢者から子どもまで、すべての人が理解あい、認めあい、困ったときにはお互いに助けあう心が大切であると考えます。

歩行者の安全かつ円滑な通行が確保されるよう、交通バリアフリー化への取り組みや実施状況等の広報に努め、情報の積極的な提供を図ることで高齢者、身体障害者等に対する理解を深めます。

そして、お互いに思いやる心を育み、市民や商店等事業者などに対し、迷惑な駐車・駐輪や商品等路上障害物をなくすよう改善への呼びかけを行い、手助け等積極的な協力を得られるよう広報等の啓発活動を充実します。

ユニバーサルデザインへの配慮

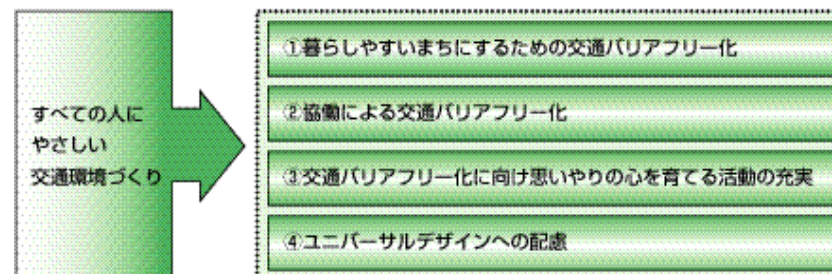
障害者ばかりでなく高齢者も含めた社会福祉の「ノーマライゼーション」という基本理念の下に、高齢者、障害者などすべての人が可能な限り同等に生活し活動する「共に生きる社会」の実現を目指す必要があります。

21世紀の共生型の社会づくりには、ユニバーサルデザインの考え方⁸が主流になると考えられます。

ユニバーサルデザインとは、障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境等のデザインのことです。

整備にあたっては、誰にでも利用可能であるという視点から、利用における公平性や柔軟性、利用方法の単純性、情報の認知性、失敗に対する許容範囲、利用の効率化、利用しやすい空間と大きさなどに配慮します。

■基本構想の基本的な考え方



⁸ 「ユニバーサルデザインとバリアフリーとの違い」…バリアフリーは「もともとあったバリア（障壁）を取り除くこと」に対し、ユニバーサルデザインは「最初からバリア（障壁）がない（取り除かれている）」こと。

第4章 重点整備地区の位置及び区域

1 特定旅客施設の状況

特定旅客施設とは、1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上であること又は相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設です。

本市の公共交通体系は、鉄道では小田急小田原線で東西方向に結ばれていますが、各駅勢圏を半径1キロメートルと考えた場合、鉄道を徒歩で利用可能な地域はわずかであり、地域の足となる公共交通はバスに依存しているのが現状です。

市内の小田急線4駅（秦野駅、鶴巻温泉駅、東海大学前駅、渋沢駅）は、交通バリアフリー法の重点整備地区の中心となる特定旅客施設としての要件である1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上の旅客施設です。

■平成12年度鉄道乗降人員

単位：人

	年間乗車人員	年間降車人員	一日平均		
			乗車人員	降車人員	計
秦野駅	7,529,304	7,197,134	20,628	19,718	40,346
鶴巻温泉駅	2,846,622	2,921,640	7,799	8,005	15,804
東海大学前駅	7,120,635	7,059,238	19,508	19,340	38,848
渋沢駅	5,306,392	5,098,912	14,538	13,970	28,508

資料：小田急電鉄（株）調べ



秦野駅駅舎



鶴巻温泉駅駅舎



東海大学前駅駅舎



渋沢駅駅舎

2 重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区とは、特定旅客施設を中心として交通バリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区です。

重点整備地区の位置は、特定旅客施設である小田急線4駅（秦野駅、鶴巻温泉駅、東海大学前駅、渋沢駅）周辺地区とし、その区域は、小田急線4駅を中心とした徒歩圏内（各駅からおおむね1キロメートル以内）を対象に、官公庁施設、福祉施設及び大規模店舗等といった主要施設の分布状況や利用状況等を考慮し設定しました。

（1）秦野駅周辺地区

秦野駅の南口駅前広場を含み北側の約0.51平方キロメートルの地区を重点整備地区に指定します。

秦野駅周辺地区は、地形的な面や市街地の規模の面においても本市の中心となる市街地で、秦野駅北口から本町四ツ角周辺は中心商業地となっています。

また、市役所をはじめ各種の公共公益施設も充実しています。

【主要施設】秦野市役所、IT学習館、本町公民館、秦野警察署、郵便局、なでしこ会館（秦野高齢者職業相談室・秦野歯科休日診療所・パートサテライトはだの）、病院、商業施設、金融機関など



秦野市役所



ペDESTリアンデッキからみた秦野駅北口周辺

秦野駅周辺の重点整備地区



(2) 鶴巻温泉駅周辺地区及び東海大学前駅周辺地区

鶴巻温泉駅と東海大学前駅は、駅の間隔が約1キロメートルと近いため、両駅周辺を県道612号及び613号で結ぶようにして約1.07平方キロメートルの地区を重点整備地区に指定します。

この地区は市の最も東側に位置し、秦野盆地の外にある地区で、駅を中心とした2つの駅勢圏はそれぞれ違う特徴を持っています。

鶴巻温泉駅周辺は、地域住民への商業等の機能を持った拠点であると同時に温泉という地域特性をもち、温泉施設や介護療養型医療施設などがあります。

東海大学前駅は学生の利用が多く、駅周辺は地域の生活拠点であると同時に、飲食や娯楽を通じた交流機能、文化機能が育つ可能性をもっています。

【主要施設】おおね公園、弘法の里湯、宮永岳彦記念美術館、公民館、サンライフ秦野（秦野中高年労働者福祉センター）、郵便局、病院、商業施設、金融機関など



弘法の里湯



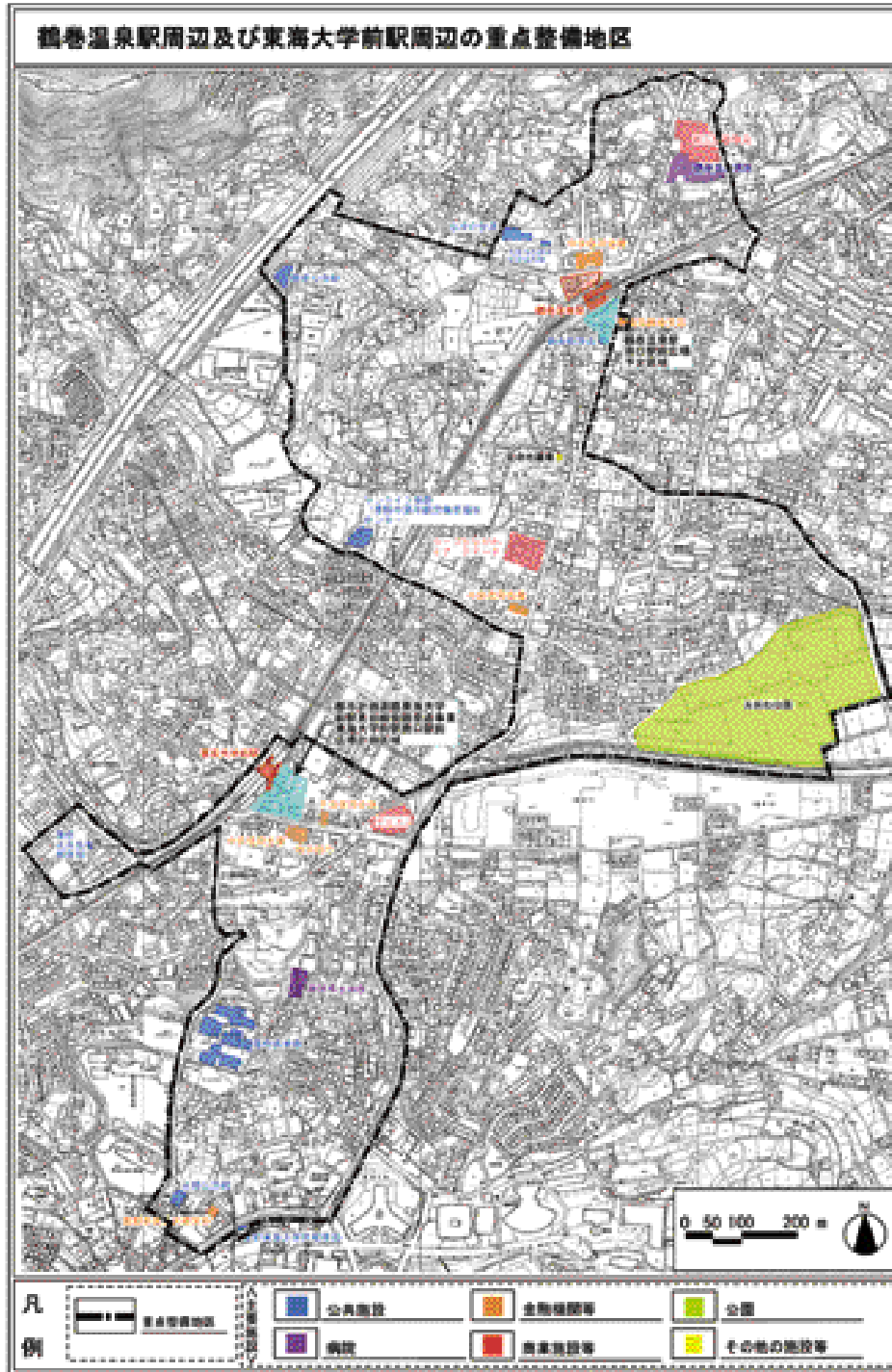
鶴巻温泉駅周辺



サンライフ秦野（秦野中高年労働者福祉センター）



東海大学前駅周辺



(3) 渋沢駅周辺地区

渋沢駅南口の土地区画整理事業の区域を含み、約0.54平方キロメートルの地区を重点整備地区に指定します。

渋沢駅周辺には、各種の商業・業務施設が立地しており市西部の生活拠点となっています。

【主要施設】公民館、郵便局、商業施設、金融機関など



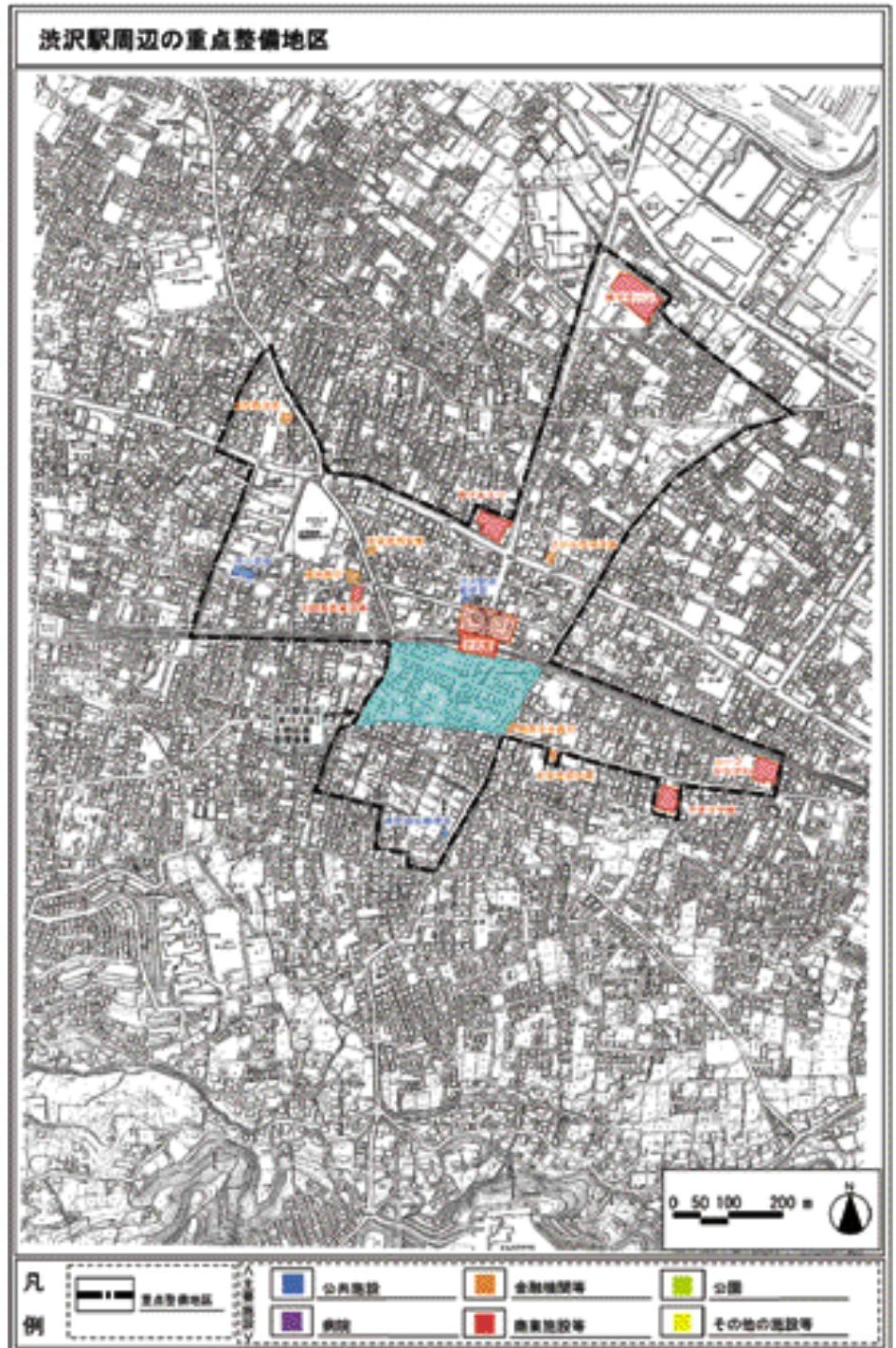
ベデストリアンデッキからみた渋沢駅北口周辺



渋沢駅南口周辺



渋沢駅北口駅前広場



第5章 交通バリアフリー化に関する重点整備路線

1 特定経路

特定経路とは、重点整備地区内で、特定旅客施設から官公庁施設、福祉施設、大規模店舗など、高齢者、身体障害者等が日常よく利用する施設までを結ぶ経路です。

特定経路は、原則として2010年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を実施することを前提に、次のことを考慮して設定しました。

特定旅客施設から主要施設までの移動経路
歩道の設置、整備の状況
駅前整備事業など他の事業との整合性
高齢者、身体障害者などの意見の反映

■特定経路の路線名

重点整備地区	道路管理者	路線名
秦野駅周辺地区	神奈川県	県道704号
		県道705号
	秦野市	市道6号線
		市道82号線
		市道650号線
鶴巻温泉駅周辺地区及び 東海大学前駅周辺地区	神奈川県	県道612号
		県道614号
	秦野市	市道8号線
		市道411号線
		市道418号線
渋沢駅周辺地区	国土交通省	国道246号
	神奈川県	県道706号
		県道707号
	秦野市	市道84号線



市道8号線（鶴巻温泉駅周辺地区）



県道614号（東海大学前駅周辺地区）

2 主要準特定経路

主要準特定経路とは、本来であれば特定経路として位置付け、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を可能な限り進める路線ですが、現時点では、地域の実情や地形的な状況などにより、2010年までに歩道等の構造を基準に適合することが難しいと考えられる経路です。

従って、今後の見直しの際、関係路線の整備熟度の進捗状況に応じ特定経路に変更していくものです。

■主要準特定経路の路線名

重点整備地区	道路管理者	路線名
秦野駅周辺地区	神奈川県	県道704号
		県道705号
	秦野市	市道322号線
鶴巻温泉駅周辺地区及び 東海大学前駅周辺地区	神奈川県	県道612号

- 県道704号【秦野橋北側交差点から大規模店舗（ジャスコ）まで】
県道705号【片町通り交差点から大規模店舗（はだの生鮮館）まで】
秦野駅北口から本町四ツ角周辺は本市の中心となる商業地であり、交通バリアフリー化の推進が求められる優先度の高い経路です。
沿道の商店や都市計画道路としての計画など地域の実情により、2010年までという計画期間では、歩道幅員等の構造を基準へ適合することが困難であると考えられますが、可能な限り交通バリアフリーに配慮した整備を推進します。
また、本町四ツ角周辺地区は、秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会を中心に、バリアフリー、都市景観、街の活性化、都市防災などの観点から、21世紀にふさわしいまちづくりの実現に向け検討しています。
- 県道612号【鶴巻温泉駅踏切北側から介護療養型医療施設（鶴巻温泉病院）まで】
県道612号の小田急線をはさんで北側には介護療養型医療施設が存在し、交通バリアフリー化の推進が求められる優先度の高い経路です。
地形的な状況などにより、歩道等の構造を基準へ適合することが困難であると考えられますが、可能な限り交通バリアフリーに配慮した整備を推進します。
また、鶴巻温泉駅周辺では、鶴巻温泉駅南口まちづくり協議会が中心となって、住民主体であるまちづくりを考え、バリアフリーを含めまちの将来像について検討しています。

3 準特定経路

準特定経路とは、特定経路と同様な基準で選定していますが、2010年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備をすることが難しいと考えられるため、中長期的視点に立って交通バリアフリー化を推進しようとする経路です。

準特定経路に関しては、既存施設の改良などを前提に可能な限り交通バリアフリーに配慮した整備に努めます。

■準特定経路の路線名

重点整備地区	道路管理者	路線名
秦野駅周辺地区	神奈川県	県道705号
	秦野市	市道342号線
		市道354号線
		市道650号線
鶴巻温泉駅周辺地区及び 東海大学前駅周辺地区	神奈川県	県道612号
		県道613号
	秦野市	市道9号線
		市道64号線
		市道66号線
		市道422号線
		市道541号線
渋沢駅周辺地区		市道569号線
	神奈川県	県道707号
		県道708号
	秦野市	市道15号線
		市道816号線
		市道866号線
		市道867号線

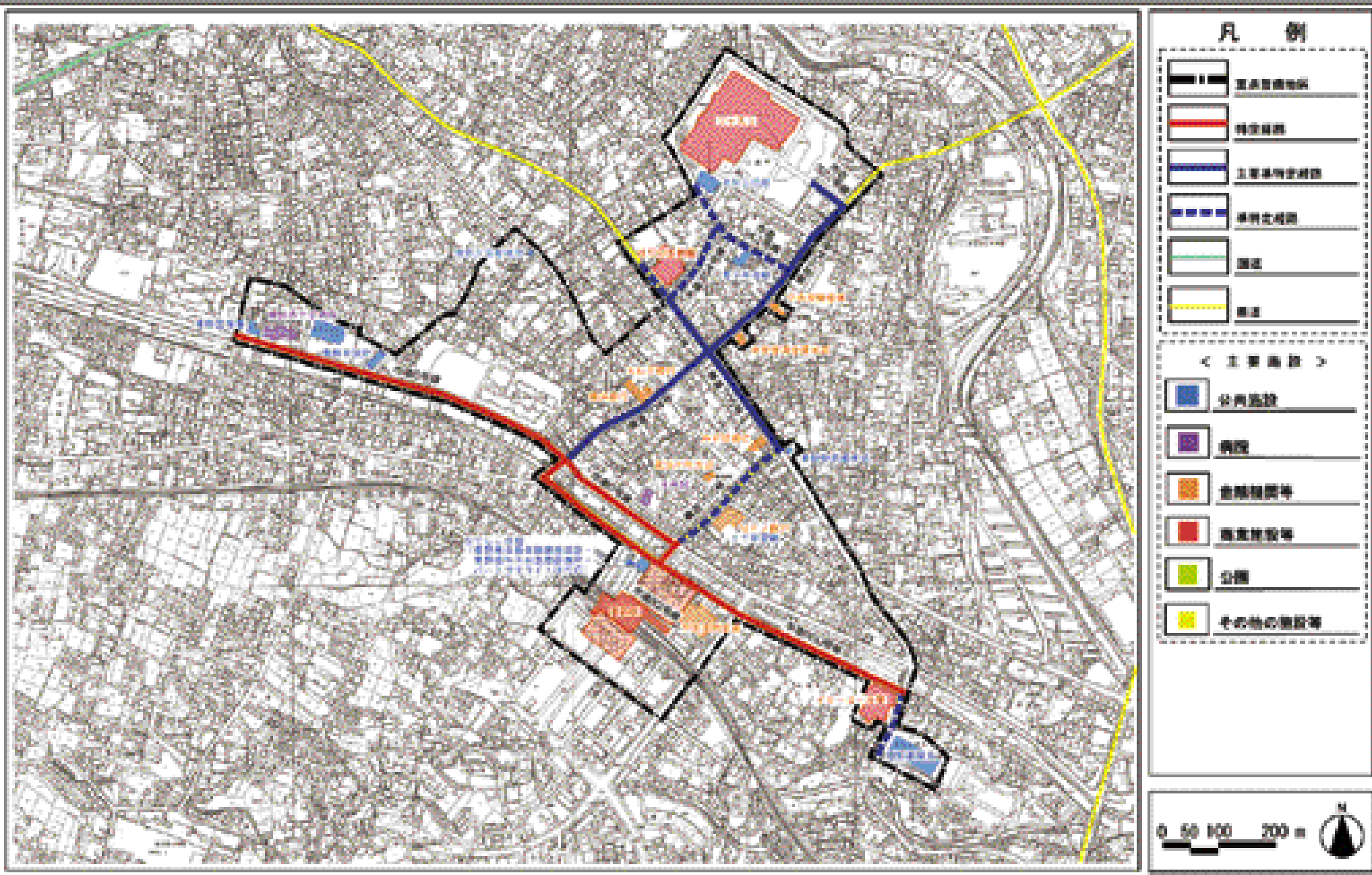


市道64号線（鶴巻温泉駅周辺地区）

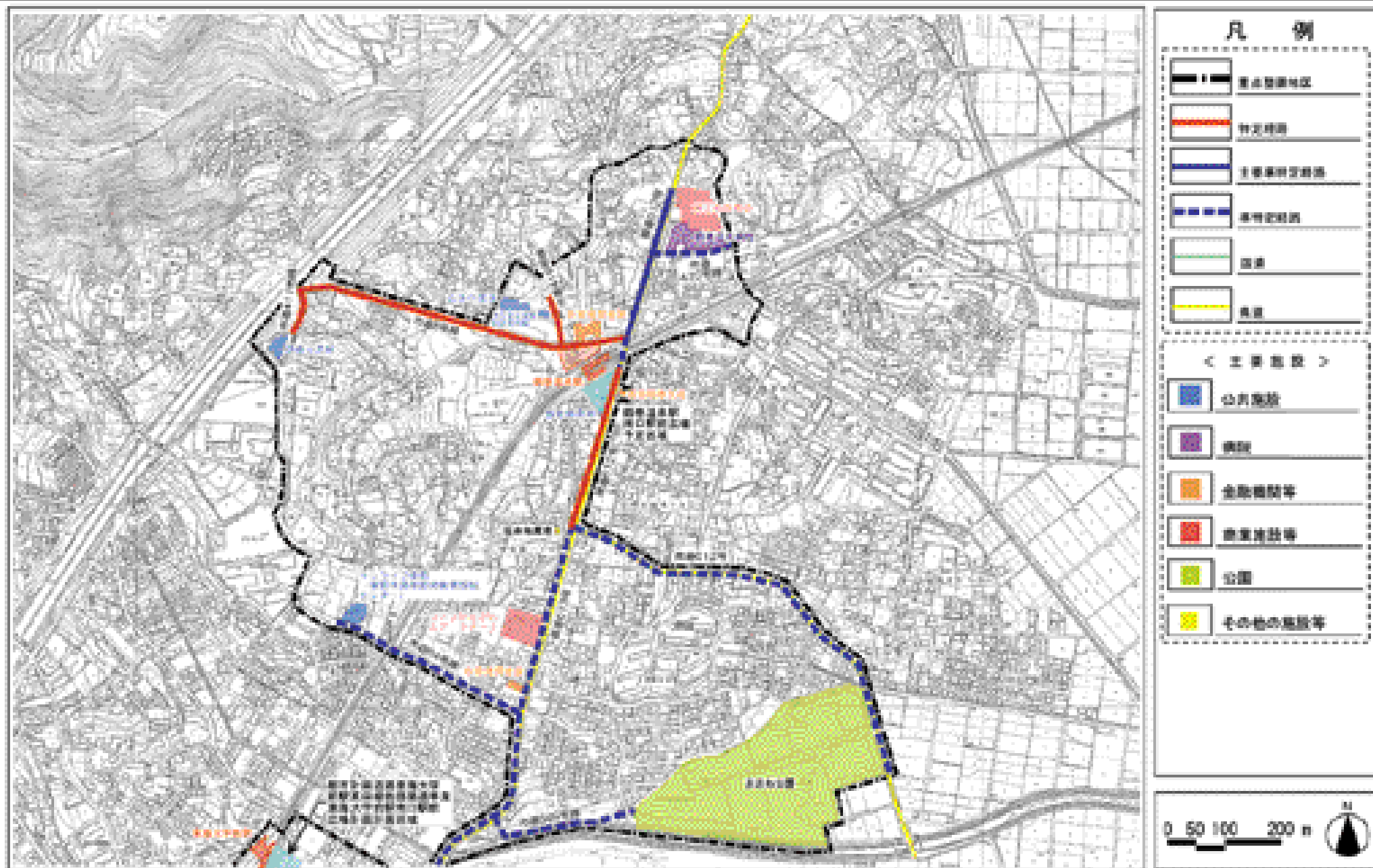


市道9号線（東海大学前駅周辺地区）

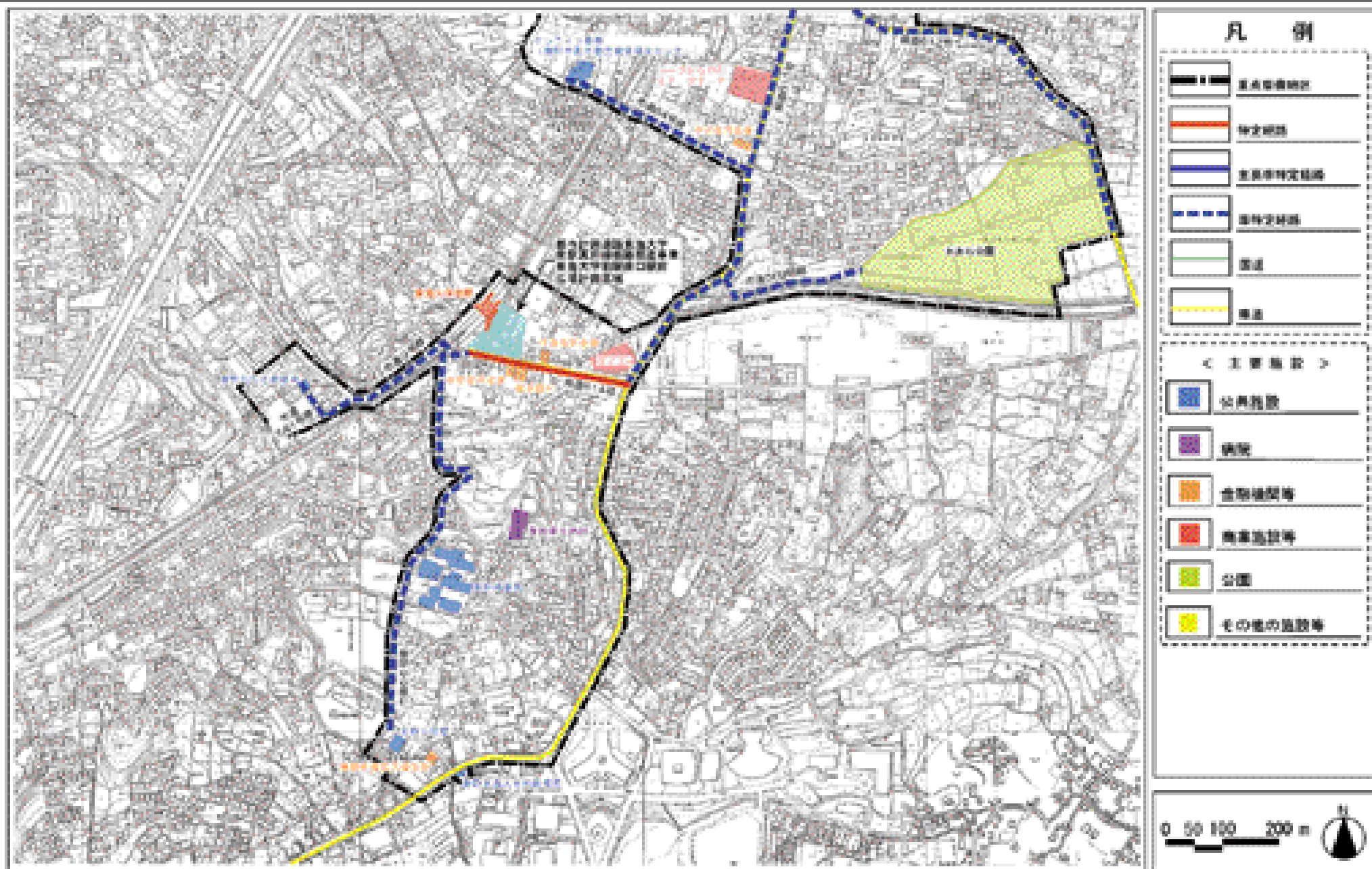
秦野駅周辺の重点整備地区と特定経路



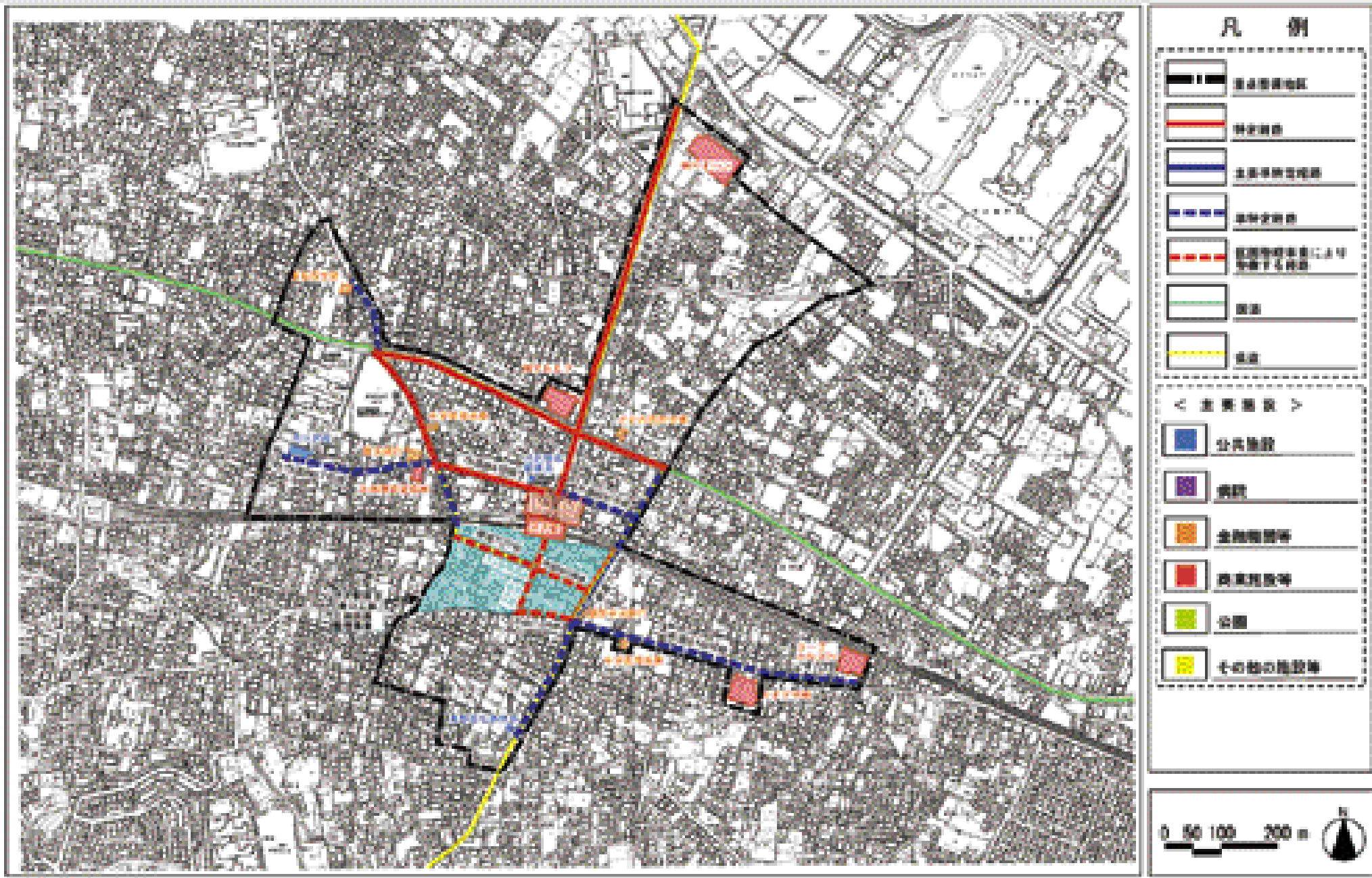
鶴巻温泉駅周辺の重点整備地区と特定経路



東海大学前駅周辺の重点整備地区と特定経路



渋沢駅周辺の重点整備地区と特定経路



第6章 実施すべき特定事業・その他の事業

重点整備地区内においては、次の「特定事業」を実施するとともに、あわせて「その他の事業」についても積極的に推進します。

特定事業とは、駅舎及び車両に関する公共交通特定事業、道路に関する道路特定事業、信号機の設置等に関する交通安全特定事業があります。

1 公共交通特定事業

公共交通特定事業については、各公共交通事業者がこの基本構想に基づき公共交通特定事業計画を作成し、駅舎、車両等の整備など鉄道及びバスに関するバリアフリー化を積極的に推進します。

(1) 鉄道に関すること

市内各駅ごとの利用状況や施設の整備状況等を考慮し、駅舎、ホームなど施設内の安全対策を充実させるとともに、駅構内における連続性を持った利用しやすい施設の充実を図り、利用者が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリーに配慮した整備を推進します。

【事業主体】 小田急電鉄株式会社

主な事業内容等
・昇降施設（エレベーター等）の設置 ・色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・運行状況等についての情報提供設備等の設置・充実 ・トイレ等施設の利用しやすさ・認知性を向上させる整備 ・職員に対するバリアフリーへの意識の向上と教育訓練の充実

(2) バスに関すること

市内各駅におけるバス停留所では、利用状況や施設の整備状況等を考慮し、利用者が安全かつ円滑に利用できるよう案内表示を改良するなどバリアフリー化を推進します。

市内のバス系統については、地域特性や利用状況等を考慮し、低床化バス車両の運行などバリアフリーに配慮します。

【事業主体】 神奈川中央交通株式会社、株式会社湘南神奈交バス

主な事業内容等
・時刻表、行き先案内板などの改良による認知性の向上 ・バス停留所への上屋の設置など待合施設の充実 ・低床化バス車両の導入 ・職員に対するバリアフリーへの意識の向上と教育訓練の充実

2 道路特定事業

道路特定事業については、道路管理者がこの基本構想に基づき道路特定事業計画を作成し、歩道の平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの設置など特定経路におけるバリアフリー化を推進します。

【事業主体】国土交通省、神奈川県、横浜市

主な事業内容等		
■特定経路の路線名	歩道の設置	
	歩道のこすり配や段差等の改善による連続した路面の平坦化の推進	
	色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置	
	滑りにくく、水はけのよい舗装による整備の推進	
	交差点部等での歩道と車道との段差改善	

■特定経路の路線名

重点整備地区	道路管理者	路線名
横浜駅周辺地区	神奈川県	県道704号
		県道705号
	横浜市	市道6号線
		市道82号線
		市道650号線
鶴巻温泉駅周辺地区及び 東海大学駅前周辺地区	神奈川県	県道612号
		県道614号
	横浜市	市道8号線
		市道411号線
		市道418号線
津沢駅周辺地区	国土交通省	国道246号
	神奈川県	県道706号
		県道707号
	横浜市	市道84号線

3 交通安全特定事業

交通安全特定事業については、神奈川県公安委員会がこの基本構想に基づき交通安全特定事業計画を作成し、音響式信号機などの特定経路におけるバリアフリー化を推進します。

【事業主体】神奈川県公安委員会、神奈川県警察（神奈川警察署）

主な事業内容等	
■交通安全特定事業	交通規制の実施
	標識・標示の視認性の確保
	音響式信号機等の設置
	違法駐車等の取除きの強化
	違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進

4 その他の事業

(1) 駅前広場等に関する事業

駅前広場については、施設の整備状況や土地区画整理事業等を考慮し、利用しやすい施設の充実、整備を図ります。

特定経路や準特定経路に接している駅前広場内などの施設において、その施設の管理者は、利用者が安全かつ円滑に利用できるようなバリアフリーに配慮した整備を積極的に推進します。

【事業主体】 横浜市（東海大学相模駅南口駅前広場は神奈川県）

主な事業内容等	
■駅前広場に関する事業	身体障害者乗降用スペースの明示化などを含め広域等啓発活動の推進
	トイレ等施設の利用しやすい・認知性を向上させる整備
	色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
	点字や文字の大きさによるトイレなどの表示の明示化
	放浪自転車等に関する広報・啓発活動の実施

■駅前広場に関する事業

駅前広場	主な事業内容等
東野駅	色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 身体障害者に配慮したタクシー乗り場の整備 など
鶴巻温泉駅	色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 身体障害者に配慮したタクシー乗り場の整備 南口駅前広場の整備 など
東海大学前駅	色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 身体障害者に配慮したタクシー乗り場の整備 都市計画道路東海大学前駅具田線市道等通車による南口駅前広場の整備など
津沢駅	色や連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 身体障害者に配慮したタクシー乗り場の整備 池沢駅周辺（南口工区）土地区画整理事業による南口駅前広場の整備 など



東野駅北口駅前広場



鶴巻温泉駅北口駅前広場

(2) 主要準特定経路に関する事業

重点整備地区内で主要準特定経路に位置付けられた経路においては、地域の実情や地形的な状況等を考慮しながら、歩行者が安全かつ円滑に通行できるようバリアフリーに配慮した整備を積極的に推進します。

【事業主体】 神奈川県、秦野市

主な事業内容等
・歩道のこう配や段差等の改善による路面の平坦化の推進 ・色などに配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・滑りにくく、水はけのよい舗装による整備の推進 ・交差点部等での歩道と車道との段差改善

■主要準特定経路の路線名

重点整備地区	道路管理者	路線名
秦野駅周辺地区	神奈川県	県道704号
		県道705号
	秦野市	市道322号線
鶴巻温泉駅周辺地区及び 東海大学前駅周辺地区	神奈川県	県道612号



県道704号（秦野駅周辺地区）



県道705号（秦野駅周辺地区）



県道612号（鶴巻温泉駅周辺地区）

(3) 準特定経路に関する事業

重点整備地区内で準特定経路に位置付けられた経路においては、地域の実情や利用状況等を考慮し、歩道、交差点、バス停留所、踏切部などについて、歩行者が安全かつ円滑に通行できるようバリアフリーに配慮した整備を積極的に推進します。

また、土地区画整理事業等の区域内にある経路もバリアフリーに配慮した整備を積極的に推進します。

【事業主体】 神奈川県、秦野市

主な事業内容等
・歩道のこう配や段差等の改善による路面の平坦化の推進 ・路側線等の明示による歩車分離 ・色などに配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・滑りにくく、水はけのよい舗装による整備の推進 ・交差点部等での歩道と車道との段差改善

■準特定経路の路線名

重点整備地区	道路管理者	路線名
秦野駅周辺地区	神奈川県	県道705号
	秦野市	市道342号線
		市道354号線
		市道650号線
鶴巻温泉駅周辺地区及び 東海大学前駅周辺地区	神奈川県	県道612号
		県道613号
	秦野市	市道9号線
		市道64号線
		市道66号線
		市道422号線
		市道541号線
		市道569号線
渋沢駅周辺地区	神奈川県	県道707号
		県道708号
	秦野市	市道15号線
		市道816号線
		市道866号線
		市道867号線

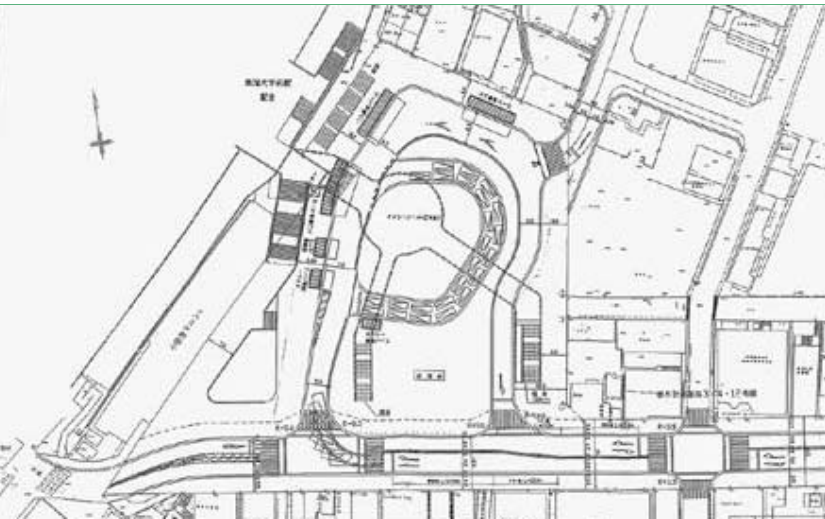
第7章 その他考慮すべき事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な交通バリアフリー化を図るため、都市計画道路東海大学前駅真田線街路築造事業、渋沢駅周辺〔南口工区〕土地区画整理事業、そして鶴巻温泉駅南口駅前広場の整備に関する事業などあわせて、交通バリアフリーに配慮した整備を推進します。

都市計画道路東海大学前駅真田線街路築造事業
 【事業主体】神奈川県
 【計画概要】街路：延長300メートル
 ：幅員16.0メートル（歩道3.5メートル×2）
 駅前広場面積：約5,700平方メートル

駅前広場に関する主な事業内容等
南口の駅前広場は、駅舎の自由通路からペデストリアンデッキの設置やエレベーター、エスカレーター、身体障害者乗降用スペース等が予定されており、機能的な駅前広場の整備を図る計画です。

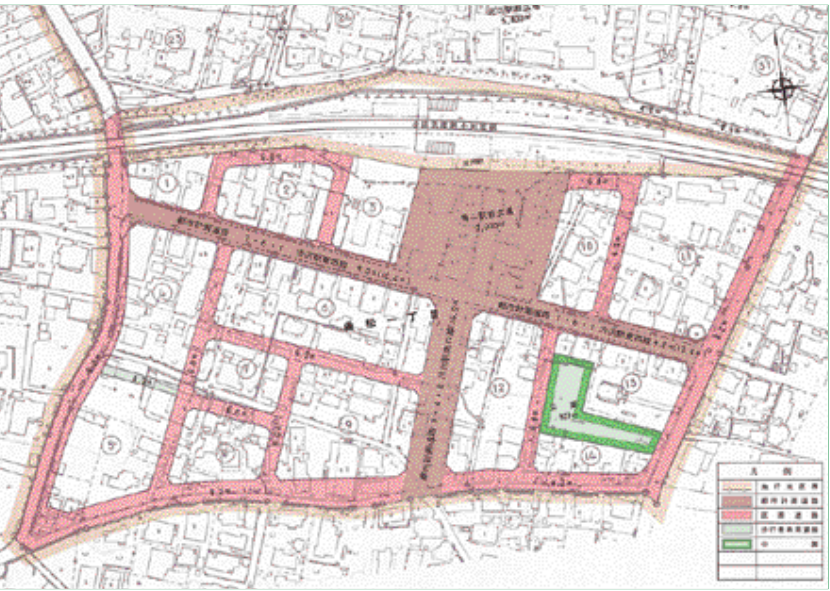
東海大学前駅南口駅前広場計画図



秦野都市計画事業渋沢駅周辺〔南口工区〕土地区画整理事業
 【事業主体】秦野市
 【計画概要】駅前広場面積：約3,000平方メートル

駅前広場に関する主な事業内容等
南口に駅前広場を新設し、これに通じる幹線道路を骨格として区画道路網を整備します。南口の駅前広場には、エレベーター、身体障害者乗降用スペース等の設置を計画しています。

秦野都市計画事業渋沢駅周辺〔南口工区〕土地区画整理事業計画図



鶴巻温泉駅南口駅前広場の整備に関する事業について
 【事業主体】秦野市

事業の状況等
南口の駅前広場の整備は、特定経路である県道612号（上粕屋南金目線）の整備、小田急線鶴巻温泉駅駅舎の整備などとあわせて事業化を図る計画です。 駅前広場の整備計画の策定にあたっては、鶴巻温泉駅南口まちづくり協議会の意見等を取り入れながら、市民との協働による整備を推進するように努めます。

第8章 秦野市交通バリアフリー基本構想の推進に向けて

市民の意見を反映した事業化の推進

公共交通事業者、道路管理者及び神奈川県公安委員会等が基本構想に基づき特定事業計画の作成、事業化を行うにあたっては、公共交通機関等を利用する当事者である高齢者、身体障害者等をはじめとする市民の意見を十分に反映して事業化を推進するように努めます。

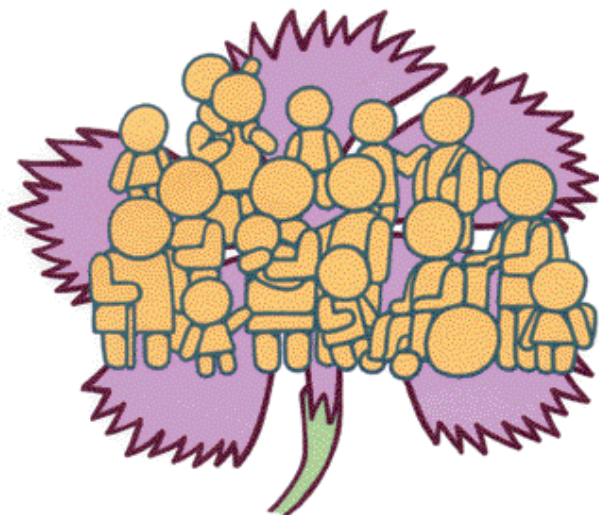
進行の管理推進

交通バリアフリー化の実現のためには、各種の施策を総合的に推進していく必要があります。

市は、各特定事業等の計画・実施にあたり、各事業主体が連携を強化し、この基本構想の趣旨に添った整備が円滑に実施されるよう配慮に努めます。

また、この基本構想に基づく事業内容は、事業実施計画とその整備の進捗にあわせて、広報やインターネットなど多様な方法により、広く市民に公表します。

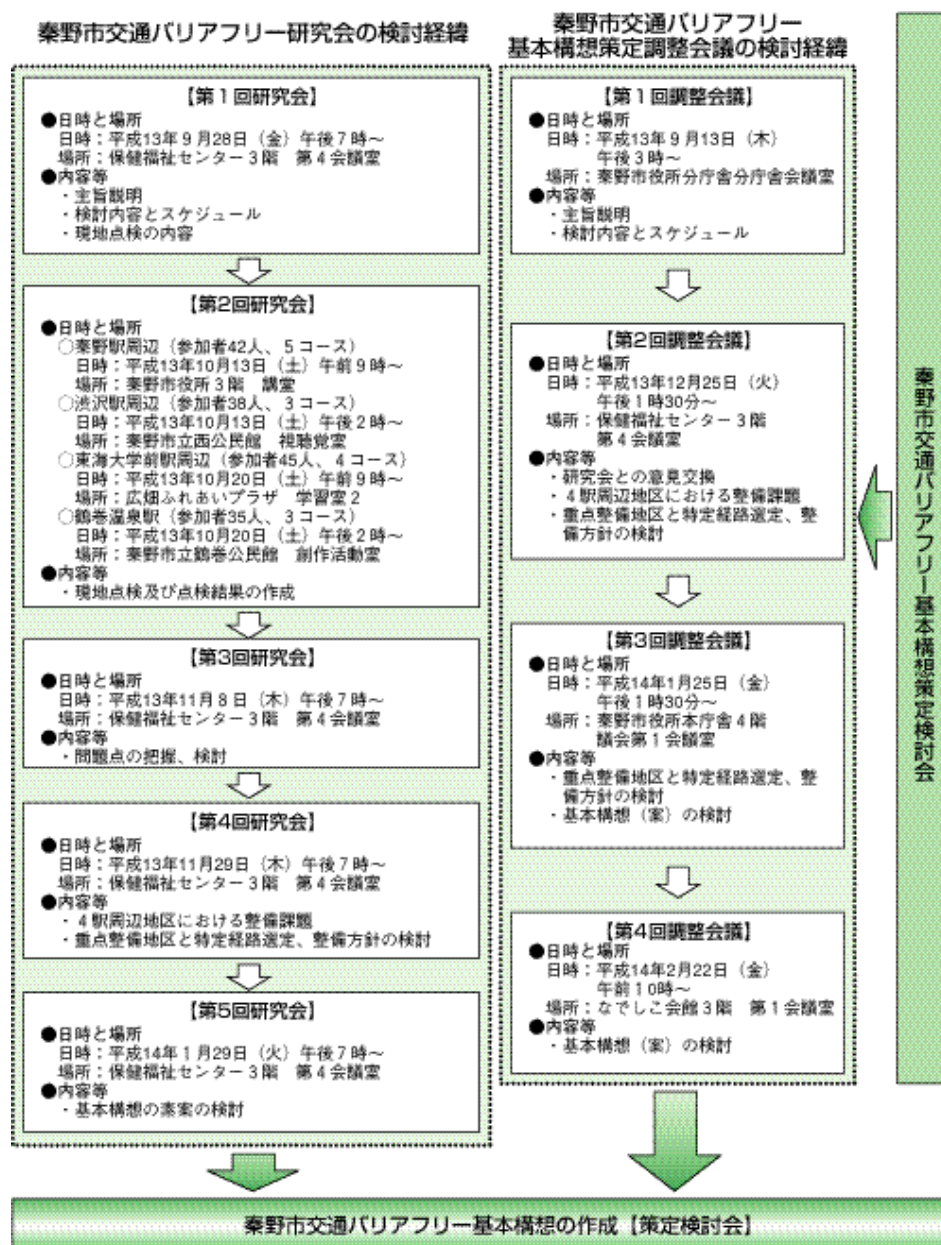
なお、事業の進捗状況等がこの基本構想と相違する場合や、社会状況などの変化にあわせて、より効果的な事業を推進するよう必要な場合には市民参加の下に見直しを行います。



第9章 資料編

- 1 基本構想策定の進め方と検討経緯
- 2 現地点検の概要
- 3 策定検討会・調整会議・研究会設置要領
- 4 調整会議・研究会名簿
- 5 平成13年度小学生研究発表作品（抜粋）

参考資料 - 1. 基本構想策定の進め方と検討経緯



参考資料 - 2 . 現地点検の概要

平成13年10月13日(土)と20日(土)の2日間にわたり、小田急小田原線4駅周辺の歩道、交差点、信号機、バス停留所、駅舎、駅前広場などの状況について把握する現地点検を実施しました。

斉藤教授の指導の下、参加したのは、高齢者、身体障害者などの秦野市交通バリアフリー研究会のメンバーと神奈川県立南が丘高等学校のボランティアなど総勢約160人で、4駅を中心に15班に分け「駅から市役所への経路」、「駅から商店街へ」等のテーマに沿ってそれぞれの地域を実際に歩きました。

参加者は、障害の内容による問題点の違いなどを相互に理解しながら、歩道や視覚障害者誘導用ブロック、駅のエレベーター、エスカレーター、音響信号機の設置状況など、バリアとなり得る場所の点検を実施し、バリアの内容や問題点、よかった点などをワークショップ方式で班ごとに発表しました。

参加者からは、「歩道に段差があって歩きにくい」、「点字が読めない人のために音声案内があればいい」、「店舗の商品や放置自転車が通行の障害になっている」などの問題点が指摘され、次代の社会を担う高校生たちからは、自分自身が障害者や高齢者の視点でバリアを実感できたとの感想が出ていました。

これらの結果は、秦野市交通バリアフリー基本構想を策定する基礎となっています。



歩道が車道方向に傾斜している



本町四ツ角周辺



歩道の真ん中に電柱出現



交差点で...



乗降用スペースに自動車が



横断歩道がない



横断歩道を渡れない



通行に支障ある看板



歩道の傾きが通行の支障に



鶴巻温泉駅周辺



鶴巻温泉駅のリフト



鶴巻温泉駅周辺地区ワークショップのようす



渋沢駅周辺地区ワークショップのようす



秦野駅周辺地区ワークショップのようす



東海大学前駅周辺



東海大学前駅周辺地区ワークショップのようす



参考資料 - 3 . 策定検討会・調整会議・研究会設置要領

秦野市交通バリアフリー基本構想策定検討会設置要領

(平成13年6月14日施行)

(平成14年1月30日改正)

- (趣 旨)
- 1 この要領は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年5月17日法律第68号)に基づく本市の交通のバリアフリー化の促進に関する施策の基本となる事項を定めるに当たり、秦野市交通バリアフリー基本構想策定検討会(以下「策定検討会」という。)を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。
- (所掌事項)
- 2 策定検討会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市内旅客施設及びその周辺のバリアフリー化の現状把握に関すること。
 - (2) 重点整備地区の指定に関すること。
 - (3) 重点整備地区の基本構想の策定に関すること。
 - (4) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。
- (組 織)
- 3 策定検討会の構成員は、次に掲げる職にある者とする。
 - (1) 高齢福祉課長
 - (2) 障害福祉課長
 - (3) 環境衛生課長
 - (4) 建設管理課長
 - (5) 道路整備課長
 - (6) 道路安全課長
 - (7) 国県事業対策室長
 - (8) 都市整備課長
 - (9) 区画整理推進室長
 - (10) 渋沢駅南部区画整理事務所長
- (座 長)
- 4 策定検討会の座長は、道路安全課長をもって充てる。
 - 5 座長は、会務を総理し、策定検討会を代表する。
- (会 議)
- 6 策定検討会は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- (庶 務)
- 7 策定検討会の庶務は、道路安全課において処理する。
- (委 任)
- 8 この要領に定めるもののほか、策定検討会の運営等について必要な事項は、座長が策定検討会に諮って定める。
- (施行日等)
- 9 この要領は、平成13年6月14日から施行し、秦野市交通バリアフリー基本構想が策定された後開催される策定検討会の日限り、その効力を失う。

秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議設置要領

(平成13年8月27日施行)

(趣 旨)

- 1 この要領は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）に基づく秦野市交通バリアフリー基本構想を策定するに当たり、秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事項)

- 2 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針について、意見、提案等を行うこと。
 - (2) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項等に関すること。
 - (3) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

(組 織)

- 3 調整会議は、別表に掲げる公共交通事業者、行政機関、まちづくり協議会等から選出された者等で構成する。

(座 長)

- 4 調整会議の座長は、委員の互選により定める。
- 5 座長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

(会 議)

- 6 調整会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- 7 調整会議は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(顧 問)

- 8 調整会議には、顧問を置くことができる。
- 9 顧問は、調整会議に出席し、調整会議の設置目的を達成するために必要な意見を述べることができる。

(庶 務)

- 10 調整会議の庶務は、秦野市建設部道路安全課において処理する。

(委 任)

- 11 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等について必要な事項は、座長が調整会議に諮って定める。

(施行日等)

- 12 この要領は、平成13年8月27日から施行し、秦野市交通バリアフリー基本構想が策定されたときは、その効力を失う。

別 表

- 1 公共交通事業者
 - (1) 小田急電鉄株式会社
 - (2) 神奈川中央交通株式会社
 - (3) 株式会社湘南神奈バス
- 2 道路管理者
 - (1) 国土交通省関東地方整備局横浜国道工事事務所厚木出張所
 - (2) 神奈川県平塚土木事務所
 - (3) 秦野市
- 3 秦野警察署
- 4 秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会
- 5 鶴巻温泉駅南口まちづくり協議会

秦野市交通バリアフリー研究会設置要領

(平成13年9月14日施行)

(趣 旨)

- 1 この要領は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）に基づく秦野市交通バリアフリー基本構想を策定するに当たり、秦野市交通バリアフリー研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事項)

- 2 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市内旅客施設及びその周辺の移動経路のバリアフリー化についての現況把握等に関すること。
 - (2) 基本構想に関する意見、提案等を調整会議に提出すること。

(組 織)

- 3 研究会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者
- (3) 身体障害者
- (4) その他ボランティア等

(座 長)

- 4 研究会の座長は、学識経験者をもって充てる。

- 5 座長は、会務を総理し、研究会を代表する。

(会 議)

- 6 研究会は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。

(庶 務)

- 7 研究会の庶務は、秦野市建設部道路安全課において処理する。

(委 任)

- 8 この要領に定めるもののほか、研究会の運営等について必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

(施行日等)

- 9 この要領は、平成13年9月14日から施行し、秦野市交通バリアフリー基本構想が策定された後、その効力を失う。

参考資料 - 4. 調整会議・研究会名簿

秦野市交通バリアフリー基本構想策定調整会議名簿

(平成14年2月22日現在) 敬称略

顧問		
産能大学経営学部教授兼地域環境研究所長	斉藤 進	
公共交通事業者		
小田急電鉄株式会社 交通企画部プロジェクトマネジャー	宮坂 正俊	
神奈川中央交通株式会社 運輸部計画課長	小早川 唯因	
株式会社湘南神奈交バス 専務取締役	横溝 重夫	
道路管理者		
国土交通省 関東地方整備局横浜国道工事事務所厚木出張所長	俣島 信一	
神奈川県 平塚土木事務所道路都市部長	橋本 勉	
秦野市 建設部長	今井 次男	
公安委員会		
秦野警察署 交通課長	木村 義則	
秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会 会長	内藤 優	
鶴巻温泉駅南口まちづくり協議会 会長	今井 実	
アドバイザー		
国土交通省 関東運輸局企画部地域交通企画課 専門官	山田 徹	

秦野市交通バリアフリー研究会参加者名簿

(平成14年1月29日現在) (敬称略)

座長	産能大学経営学部教授兼地域環境研究所長 斉藤 進			
秦野市老人クラブ連合会	相原 豊久	青木 八重子	飯田 貞次郎	伊澤 清次
	監物 四郎	小室 昭治	斎藤 弘之	菅原 庄一
	関野 保治	谷 好文	原 時之助	廣瀬 定雄
秦野市身体障害者福祉協会	岡部 博	坂本 智勝	前田 ミチ子	水越 昭夫
	三田 勇	吉川 香代子		
秦野車いすの会	小林 美代子	近藤 幸枝	高橋 繁雄	市川 保
	市川 くに	米山 昇		
肢体不自由児(者)父母の会	榎田 勝之	榎田 絹代	榎田 理恵	小早川 恭子
	斉藤 東吉	斉藤 康夫	鈴木 美恵子	鈴野 佐代子
	鈴野 操子			
暫有会	大津 安治	三神 厚		
秦野市聴覚障害者協会	大野 勇	亀山 宏行	蔵原 光	小松 均
	佐伯 美砂子	嵩 賢治	原 和彦	
秦野市視力障害者協会	桐山 英夫	佐藤 秀夫	多田 文子	中山 孝彦
一般公募市民	青木 ふさ子	中尾 信之	諸星 順子	諸星 敬史
高校生ボランティア等	飯村 博幸	井澤 友里	岩崎 陽一	大澤 絵里子
	大原 未央	小川 由起子	小野 美穂	柏木 智晴
	梶 栄子	金子 朋世	川崎 和美	河西 真弥
	岸 初美	栗原 沙季	栗原 愛美	堺 幸子
	佐藤 晴香	杉崎 さやか	杉崎 隆	杉本 政子
	曾我 知里	チューン・ソヴアット	露木 摩美	都井 里枝子
	中條 理恵	中原 隆二	新沢 竜	野藤 恵
	萩原 辰哉	原田 昌彦	平松 愛乃	深川 佳美
	福住 かおり	眞鍋 佑一郎	森田 知恵美	森谷 祐理
	渡辺 晃央	岩崎 進(教諭)		
	石渡 正子	柄沢 紫野美	成川 美智子	長南 和美
	眞館 光江			
点字翻訳協力	秦野市点訳赤十字奉仕団			
アンケート協力	社会福祉法人 常成福祉会 総合福祉施設 丹沢自律生活センター (丹沢レジデンシャルホーム自治会、秦野ワークセンター)			

パリーフリー
町のくふう

3年3組
山田 耕生

パリ　　了　　つ　　り　　ー　　とは、
 だ　　ん　　さ　　が　　な　　い　　こ　　と　　で
 す。　　私　　は、　　目　　や　　足　　の
 不　　自　　由　　な　　人　　が　　こ　　ろ　　は
 な　　い　　よ　　う　　に、　　車　　イ　　ス
 の　　人　　が、　　通　　れ　　る　　よ　　う
 に、　　お　　年　　よ　　り　　が　　あ　　ふ
 な　　く　　な　　い　　よ　　に、　　町　　の
 し　　せ　　つ　　や、　　ど　　う　　ろ　　か
 ど　　ん　　な　　と　　ふ　　を　　し　　て
 い　　る　　な　　言　　周　　べ　　ま　　し　　た。

[illegible]



 目の悪い人が笑のうがと見え
 じ慮じてくべつていながら
 言うな、いりそうでろ。



 歩行者用押しボタン
 (おうでんぼたん)
 ボタンを押すと音になった
 が、音が流れて合図短
 かったため

目の悪い人は歩行者用押しボタンの音が短か
 ざらいいのではと思うし、おまボタンも音は長いように思
 われるが、いらないという人もいます。

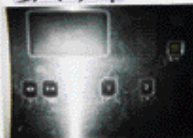
泰野駅

エレベーター



車イスマークの下に押ボタンがあります。車イスに
おのれおでとびます。

エレベーターの中



さふふりは



点字のあんないがあります。目の見えない人も、おれがえれ
木たも押せま。

私は、目や足がふじゆうでも、車いすでも、だれもが心して外に出られるようにと思ひます。
 赤いが写真と。と言いつた町のうしろ、うしろに
 うました。でも、もし私がそのたちと一緒だと
 うと、とてもいいです。いつも家族がいれば、
 にいりわけにもいかなければいいと思ひます。もし、
 いる人がいたら、いりわけにならないうちに
 があつたりをすることはありますか？」と言
 います。心のバリアをとります。しんぶん、りき
 どのようにします。しんぶんをだすに、
 行きます。赤いが赤い。から、知らな
 に、
 。

ちを考えてはどうです。相手はかゝるわけなそうに
するのはいかぬそうだから、当たり前になるよ
やさしい決まりができるということでも。



この市章は近代的な翼型
マークによって「ハダノ」
を表したものであり発展
向上する本市を力強くシ
ンボライズしている。

秦野市交通バリアフリー基本構想

平成14年3月発行

編集・発行 秦野市建設部道路安全課
〒257 - 8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
TEL. 0463 - 82 - 5111 (代)
FAX. 0463 - 84 - 4990
[http : //www.city.hadano.kanagawa.jp](http://www.city.hadano.kanagawa.jp)
E-mail : d-anzen@gr.city.hadano.kanagawa.jp
編集協力 ランドブレイン株式会社
